

現行		改正案													
共通編 1 第1章 -2(1-1- 2。以下 同様)	<p>第1編 総則 第1章 計画の方針 第3節 計画の性格及び構成 第3項 計画の構成</p> <p>表中</p> <table border="1"> <tr> <td>風水害対策編</td> <td>大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置（応急対策は防府市水防計画に記載）</td> </tr> </table>	風水害対策編	大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置（応急対策は防府市水防計画に記載）	<p>第1編 総則 第1章 計画の方針 第3節 計画の性格及び構成 第3項 計画の構成</p> <p>表中</p> <table border="1"> <tr> <td>風水害対策編</td> <td>大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置</td> </tr> </table>	風水害対策編	大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置	所要の修正								
	風水害対策編	大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置（応急対策は防府市水防計画に記載）													
風水害対策編	大雨、台風等の風水害発生に備えた予防措置、災害が発生するおそれのあるときの措置														
1-1-11	<p>第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置【指定地方公共機関】の表中</p> <table border="1"> <tr> <td>防府医師会</td> <td>1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>山口県看護協会</td> <td>1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。</td> </tr> </table> <p>【管内の公共的団体】の表中</p> <table border="1"> <tr> <td>防府歯科医師会 防府薬剤師会</td> <td>災害時における緊急医療に関すること。</td> </tr> </table>	防府医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。	山口県看護協会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。	防府歯科医師会 防府薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。	<p>第6節 防災関係機関の業務の大綱及び市民・事業所のとるべき措置【指定地方公共機関】の表中</p> <table border="1"> <tr> <td>一般社団法人 防府医師会</td> <td>1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 山口県看護協会</td> <td>1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。</td> </tr> </table> <p>【管内の公共的団体】の表中</p> <table border="1"> <tr> <td>一般社団法人 防府歯科医師会 一般社団法人 防府薬剤師会</td> <td>災害時における緊急医療に関すること。</td> </tr> </table>	一般社団法人 防府医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。	公益社団法人 山口県看護協会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。	一般社団法人 防府歯科医師会 一般社団法人 防府薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。	所要の修正
防府医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。														
山口県看護協会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。														
防府歯科医師会 防府薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。														
一般社団法人 防府医師会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。														
公益社団法人 山口県看護協会	1 災害時における救急医療及び助産活動に関すること。 2 負傷者の収容及び看護に関すること。														
一般社団法人 防府歯科医師会 一般社団法人 防府薬剤師会	災害時における緊急医療に関すること。														
1-2-3	<p>第2章 防災面からみた防府市の概況 第2節 社会的条件 第1項 人口</p> <p>近年の本市の人口は12万人前後で推移しており、平成22年10月末現在（国勢調査）の人口は、116,611人である。</p>	<p>第2章 防災面からみた防府市の概況 第2節 社会的条件 第1項 人口</p> <p>近年の本市の人口は12万人前後で推移しており、平成22年に行われた国勢調査の人口は、116,611人である。</p>	所要の修正												

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
1-2-5	<p>第3節 防府市の気象と災害 第2項 災害 2 大雨</p> <p>近年では、平成21年7月の「中国・九州北部豪雨」により、集中豪雨による河川のはん濫、山崩れ、がけ崩れ、土石流等により甚大な被害が発生し、防府市においては、災害関連死5名を含む死者19名の犠牲者を出し、家屋・施設被害や農林業関連の被害等、広範囲にわたる甚大な被害となった。</p>	<p>第3節 防府市の気象と災害 第2項 災害 2 大雨</p> <p>近年では、平成21年7月の「中国・九州北部豪雨」により、集中豪雨による河川のはん濫、山崩れ、がけ崩れ、土石流等により甚大な被害が発生し、防府市においては、災害関連死5名を含む死者19名の犠牲者を出し、家屋・施設被害や農林業関連の被害等、広範囲にわたる甚大な被害となった。</p>	<p>県の地域防災計画の改定に伴う修正</p>
1-2-6	<p>5 地震</p> <p>山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には県北部を震央とするM(マグニチュード)6.6の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするM6.7の地震「平成13年(2001年)芸予地震」が、本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。</p>	<p>5 地震</p> <p>山口県付近の主な地震は、九州に比べると少ない現況にあるが、1997年6月25日には県北部を震央とするM(マグニチュード)6.6の地震が発生し、また、2001年3月24日には安芸灘を震央とするM6.7の地震「平成13年(2001年)芸予地震」が、<u>2014年3月14日には伊予灘を震央とするM6.2の地震が発生するなど</u>、本県における地震被害が少ないことを保障するものではない。</p>	

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案					
2-1-1	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>主な担当関係部署：都市計画課、河川港湾課、道路課、建築課、<u>林務水産課、農業農村課</u>、上下水道局、クリーンセンター、教育委員会（教育総務課）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いまちづくり 第1節 災害に強い都市基盤の整備</p> <p>主な担当関係部署：都市計画課、河川港湾課、道路課、建築課、<u>農林漁港整備課</u>、上下水道局、クリーンセンター、教育委員会（教育総務課）</p>	組織の見直し				
2-1-3	<p>第3項 公共土木施設・ライフライン施設等の整備 3 農業用施設等の整備 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>山口農林事務所、市（<u>農業農村課</u>）</td> </tr> </table>	実施機関	山口農林事務所、市（ <u>農業農村課</u> ）	<p>第3項 公共土木施設・ライフライン施設等の整備 3 農業用施設等の整備 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>山口農林事務所、市（<u>農林漁港整備課</u>）</td> </tr> </table>	実施機関	山口農林事務所、市（ <u>農林漁港整備課</u> ）	組織の見直し
実施機関	山口農林事務所、市（ <u>農業農村課</u> ）						
実施機関	山口農林事務所、市（ <u>農林漁港整備課</u> ）						
2-2-6	<p>第2章 災害に強い人づくり・地域づくり 第1節 防災に関する普及啓発 達成目標</p> <p>■市職員に対する防災教育・研修中</p> <p>○市本部各対策部は、<u>平成28年度までに所管する所掌事務についてのマニュアルを作成し、又は見直すとともに、所属職員に対し周知する。</u> また、毎年マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>■市民に対する防災教育中</p> <p>○自治会に対し、市広報紙、防災ファイル、出前講座等により、避難場所等の啓発を推進する。 <u>○避難場所や避難行動要支援者名簿等に関する説明会を各地域で開催する。</u></p> <p>○防府市津波避難計画等に基づき、防災マップ（津波編）を作成し、<u>全世帯に配布する。</u> <u>○平成27年度に土砂災害に関する講演会を土砂災害警戒区域のある各地区で実施する。</u></p>	<p>第2章 災害に強い人づくり・地域づくり 第1節 防災に関する普及啓発 達成目標</p> <p>■市職員に対する防災教育・研修中</p> <p>○市本部各対策部は、所管する所掌事務についてのマニュアルを作成し、又は見直すとともに、所属職員に対し周知する。また、毎年マニュアルの見直しを検討する。</p> <p>■市民に対する防災教育中</p> <p>○市広報紙、防災ファイル、出前講座等により、<u>避難場所や避難行動要支援者名簿等の啓発を推進する。</u> (削除)</p> <p>○平成26年度・27年度に配布した防災マップ（土砂災害編・津波災害編）などを基に、<u>土砂災害警戒区域や津波災害警戒区域のある地区を対象とした出前講座等により避難等の啓発を継続して実施し、市民の防災意識の向上を図る。</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>				

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
	<p>○平成 27 年度に津波避難に関するワークショップ等を浸水想定のある全地域で実施する。</p> <p>(追加)</p> <p>第 4 節 防災訓練による災害対応力の強化 第 1 項 総合防災訓練 表中 ◆ (略) ◆ (略) (追加) ◆ (略)</p> <p>第 3 章 災害活動体制の整備 第 1 節 市の活動体制の整備 基本方針中</p>	<p>○ハザードマップなどを基に、洪水や高潮の浸水想定のある地区を対象とした出前講座等により避難等の啓発を継続して実施し、市民の防災意識の向上を図る。</p> <p>第 4 節 防災訓練による災害対応力の強化 第 1 項 総合防災訓練 表中 ◆ (略) ◆ (略) ◆ <u>土砂災害に係る避難訓練を行うことを基本とする。その際、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難するなど、実践的な避難訓練となるよう工夫し、広く住民の参加が得られるよう努める。</u> ◆ (略)</p> <p>第 3 章 災害活動体制の整備 第 1 節 市の活動体制の整備 基本方針中</p>	<p>所要の修正</p>
2-2-15	<p>○市庁舎機能の整備や太陽光発電の整備等、災害時の影響を最小限に軽減する対策を講じる。</p>	<p>○市庁舎が被災した場合の代替候補施設をあらかじめ決めておくことや公民館、小・中学校などへの太陽光発電の整備等、災害時の影響を最小限に軽減する対策を講じる。</p>	<p>土砂災害防止対策基本指針（国土交通省）の改定</p>
2-3-1	<p>第 4 項 防災拠点の整備 【達成目標】 中 ○市庁舎の防災中枢機能が使えない場合の代替機能施設を平成 27 年度中に指定する。</p>	<p>第 4 項 防災拠点の整備 【達成目標】 中 ○市庁舎の防災中枢機能が使えない場合の代替機能施設を指定する。</p>	<p>所要の修正</p>

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案									
2-3-10	<p>第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備 主な関係法令 : <u>自衛隊法第83条</u></p>	<p>第3節 県及び防災関係機関との連携体制の整備 主な関係法令 : <u>災害対策基本法第5条の2</u></p>	所要の修正								
2-3-12	<p>第4節 応援要請・受援体制の整備 (追加)</p>	<p>第4節 応援要請・受援体制の整備 主な関係法令 : <u>災害対策基本法第68条の2、自衛隊法第83条</u></p>	所要の修正								
2-3-19	<p>第7節 業務継続体制の整備 第1項 業務継続計画（BCP）の策定 【達成目標】中 ○平成27年度までに市庁舎の代替施設を決める。 ○平成28年度までに大規模地震発生時の災害対策本部の体制、職員初動体制等を見直す。 ○平成28年度までに業務継続計画（BCP）を策定する。</p>	<p>第7節 業務継続体制の整備 第1項 業務継続計画（BCP）の策定 【達成目標】中 ○あらかじめ市庁舎の代替施設を決める。 ○大規模地震発生時の災害対策本部の体制、職員初動体制等を見直す。 ○業務継続計画（BCP）を策定する。</p>	所要の修正								
	<p>第2項 業務継続管理（BCM）の推進 このため、<u>庁内推進委員会を立ち上げ</u>、全庁的な業務継続管理体制を構築し、継続的に計画の検証や改善等を行う業務継続管理（BCM）の推進により、計画実現に向けた取組を行う。</p> <p>【事業継続管理（BCM）運用に向けた主な検討内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>業務継続管理体制の構築</td> <td>(仮称) 庁内業務継続計画推進委員会の立ち上げ</td> </tr> <tr> <td>業務継続管理</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	業務継続管理体制の構築	(仮称) 庁内業務継続計画推進委員会の立ち上げ	業務継続管理	(略)	<p>第2項 業務継続管理（BCM）の推進 このため、<u>その中心的な組織として設置している防災対策庁内推進会議において</u>、全庁的な業務継続管理体制を構築し、継続的に計画の検証や改善等を行う業務継続管理（BCM）の推進により、計画実現に向けた取組を行う。</p> <p>【事業継続管理（BCM）運用に向けた主な検討内容】</p> <table border="1"> <tr> <td>業務継続管理体制の構築</td> <td>防災対策庁内推進会議</td> </tr> <tr> <td>業務継続管理</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議	業務継続管理	(略)	所要の修正
業務継続管理体制の構築	(仮称) 庁内業務継続計画推進委員会の立ち上げ										
業務継続管理	(略)										
業務継続管理体制の構築	防災対策庁内推進会議										
業務継続管理	(略)										
2-5-2	<p>第5章 医療救護活動体制の整備 第1節 医療救護活動体制の整備 第1項 医療救護活動体制の整備 4 県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備 県、防府医師会、医療機関等と連携して、市民等に対する<u>救助法・救急法</u>及び家庭看護知識の普及に努める。</p>	<p>第5章 医療救護活動体制の整備 第1節 医療救護活動体制の整備 第1項 医療救護活動体制の整備 4 県、医療機関等と連携した医療救護活動体制の整備 県、防府医師会、医療機関等と連携して、市民等に対する<u>救助・救急方法</u>及び家庭看護知識の普及に努める。</p>	所要の修正								

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
2-6-4	<p>第6章 緊急輸送活動体制の整備 第2節 緊急輸送体制の整備 主な担当関係機関：県関係課</p>	<p>第6章 緊急輸送活動体制の整備 第2節 緊急輸送体制の整備 主な担当関係機関：運送事業者</p>	<p>所要の修正</p>
2-7-2	<p>第7章 避難体制の整備 第1節 避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備 第1項 避難勧告等の判断基準の整備 【達成目標】中 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成26年9月改訂)に基づき、災害の事象ごとに、過去の記録や調査報告書等を踏まえた適切な避難勧告等の判断を促す基準を整備する。</p>	<p>第7章 避難体制の整備 第1節 避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備 第1項 避難勧告等の判断基準の整備 【達成目標】中 ○「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(内閣府)」(平成27年8月改訂)に基づき、災害の事象ごとに、過去の記録や調査報告書等を踏まえた適切な避難勧告等の判断を促す基準を整備する。</p>	<p>ガイドラインの改訂</p>
2-7-3	<p>第3項 避難勧告等の伝達手段の整備 【達成目標】中 ○土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設との連絡体制を毎年確認し、災害時の情報伝達体制を整える。 ○FMわっしょいの周波数変更に対応できるよう、平成27年度の梅雨期までに防災ラジオを再配布し、継続した伝達体制を確保する。</p>	<p>第3項 避難勧告等の伝達手段の整備 【達成目標】中 ○土砂災害警戒区域内や洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、津波災害警戒区域内の避難促進施設との連絡体制を毎年確認し、災害時の情報伝達体制を整える。 ○防災ラジオの更なる普及に努める。</p>	<p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正 所要の修正</p>
2-7-4	<p>第2節 避難体制の整備 主な関係法令：災害対策基本法第60条</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、河川港湾課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、教育委員会(学校教育)</p>	<p>第2節 避難体制の整備 主な関係法令：災害対策基本法第60条、<u>水防法第14条・第15条、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条、第7条、第8条、第9条、津波防災地域づくりに関する法律第53条、第54条、第55条</u></p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、河川港湾課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、<u>健康増進課、教育委員</u></p>	<p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正ほか 所要の修正</p>

防府市地域防災計画 共通編

現行	改正案		
<p>2-7-5</p>	<p style="text-align: center;">課)、消防本部</p> <p>第1項 避難体制の整備 【達成目標】中 ○防災マップ等や市広報紙、出前講座などで、地域住民に対し、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難経路等を確認し、災害に備えるよう啓発する。 <u>○要配慮者支援担当部署を中心とした連絡会議を毎年開催する。</u> ○自主防災組織と連携し、避難行動要支援者を含めた要配慮者の避難訓練等を実施する。</p> <p>第2項 特別な区域における避難体制の整備 1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定している。 (1) 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備が行われる。 (2) 土砂災害特別警戒区域 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。</p> <p>※要配慮者利用施設：主として要配慮者が利用する施設であり、養護老人ホーム等の老人福祉施設、<u>身体障害者更生施設、身体障害者療護施設</u></p>	<p style="text-align: center;">会（学校教育課）、消防本部</p> <p>第1項 避難体制の整備 【達成目標】中 ○防災マップ等や市広報紙、出前講座などで、地域住民に対し、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難経路等を確認し、災害に備えるよう啓発することで、避難についての防災意識を向上させる。 （削除） ○自主防災組織と連携し、避難行動要支援者を含めた要配慮者の避難訓練等を実施することにより、<u>避難支援体制の構築を図る。</u></p> <p>第2項 特別な区域における避難体制の整備 1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、<u>基礎調査の結果を公表するとともに区域を明示するため</u>、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定している。 (1) 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備を行う。 (2) 土砂災害特別警戒区域 警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等を行う。</p> <p>※要配慮者利用施設：主として要配慮者が利用する施設であり、養護老人ホーム等の老人福祉施設、<u>障害者支援施設、助産施設・保育所・児童</u></p>	<p>所要の修正</p> <p>山口県地域防災計画の改定に伴う修正</p> <p>所要の修正</p>

防府市地域防災計画 共通編

現行	改正案
<p>2-7-6 (追加)</p> <p>等の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、助産施設・保育所・児童館等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び支援学校等の学校等が想定される。</p>	<p>館等の児童福祉施設、病院等の医療施設（有床施設のみ。）及び支援学校等の学校等が想定される。</p> <p>3 津波災害警戒区域 <u>市は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条の規定に基づき、平成 27 年 3 月 24 日に県知事により指定された津波災害警戒区域について、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域を示した防災マップや避難場所等及び避難路の周知に努める。また、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>津波に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</u> ◆ <u>避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項</u> ◆ <u>津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があると認められる施設（避難促進施設）への津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法</u> ◆ <u>住民等への周知</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編〔要配慮者関係〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>2-14-4 津波災害警戒区域内の避難促進施設</u> </div>
<p>2-7-7</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編〔避難体制〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>2-12-4 津波災害警戒区域における避難体制の整備</u> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【達成目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市民に防災マップ、防災ファイル等を配布し、津波災害時の情報伝達方法、避難や避難場所等についての周知を図る。</u> ○ <u>避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成するとともに、訓練等により津波災害に備えた避難体制を構築する。</u> </div>

津波災害警戒区域の指定に伴う修正

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
2-7-8	<p>第3節 避難場所等の指定及び整備</p> <p>現状と課題</p> <p>本市では、避難場所等については、公民館、小・中学校、福祉センターを中心に災対法の基準等に基づき、指定を進めている。今後は、地域ごとのバランスを考慮するなど、引き続き避難場所等の指定を推進していく必要がある。併せて、社会福祉施設等との協議を進め、避難生活に特別な配慮が必要となる者（高齢者、障害者、妊産婦など）が一定期間避難する福祉避難所の指定を推進する必要がある。</p>	<p>第3節 避難場所等の指定及び整備</p> <p>現状と課題</p> <p>本市では、避難場所等については、公民館、小・中学校、福祉センターを中心に災対法の基準等に基づき、指定をしている。今後は、地域ごとのバランスを考慮するなど、引き続き避難場所等の指定を推進していく必要がある。併せて、社会福祉施設等との協議を進め、避難生活に特別な配慮が必要となる者（高齢者、障害者、妊産婦など）<u>避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者</u>が一定期間避難する福祉避難所の指定を推進する必要がある。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
2-7-10	<p>第2項 避難場所等の運営管理体制の整備</p> <p>4 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、避難場所等の運営を円滑に実施するため、避難場所等の開設や運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を作成する。その際、<u>避難所運営責任者に男性・女性双方を配置するなど男女共同参画の視点を反映するとともに、女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営について規定するよう努める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>資料編 [避難場所等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2-15-3 避難所運営マニュアルに定めるべき主な事項 </div> <p>なお、福祉避難所についても施設管理者主体で開設・運営できるよう福祉避難所運営マニュアルを作成する。</p>	<p>第2項 避難場所等の運営管理体制の整備</p> <p>4 避難所運営マニュアルの作成</p> <p>市は、避難場所等の円滑な開設・運営をするとともに、<u>男女共同参画の視点、女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営等</u>をするため、避難場所等の開設や運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を作成している。今後は、<u>国・県の指針等の見直しや訓練の課題などを踏まえ、適宜見直しを検討する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>なお、福祉避難所についても施設管理者主体で開設・運営できるよう福祉避難所運営マニュアルを作成している。</p>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
2-7-11	<p>【達成目標】中</p> <p><u>○自治会、自主防災組織等に対し、避難所開設や運営の協力を促進するため、説明会を開催する。</u></p> <p><u>○避難所運営マニュアルを作成する。</u></p> <p>○避難所運営マニュアルに基づき、地域団体主体の避難所開設・運営訓練を実施する。</p>	<p>【達成目標】中</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>○避難所運営マニュアルに基づき、地域団体主体の避難所開設・運営訓練を実施し、体制づくり等を進める。</p>	<p>所要の修正</p>

防府市地域防災計画 共通編

現行	改正案									
<p>○福祉避難所運営マニュアルを基に、毎年1回、施設研修会、模擬訓練等を開催する。</p> <p>○指定避難所（福祉避難所を含む）については、定期的に備蓄調査を実施する。</p> <p>○（省略）</p> <p>○公民館や福祉センター等避難場所等になっている施設所管課は、備蓄場所の確保に努める。</p> <p>○協定事業者と流通備蓄についての協議を進める。</p> <p>第8章 要配慮者のための環境整備 第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成 3 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="297 746 1034 820"> <tr> <td data-bbox="297 746 398 783">その他</td> <td data-bbox="398 746 1034 783">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 783 398 820"></td> <td data-bbox="398 783 1034 820">◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者</td> </tr> </table>	その他	(略)		◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者	<p>○福祉避難所運営マニュアルを基に、毎年1回、施設研修会、模擬訓練等を開催し、開設・運営の体制づくりをする。</p> <p>(削除)</p> <p>○（省略）</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第8章 要配慮者のための環境整備 第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成 3 避難行動要支援者の範囲の設定</p> <p>表中</p> <table border="1" data-bbox="1066 746 1803 852"> <tr> <td data-bbox="1066 746 1167 783">その他</td> <td data-bbox="1167 746 1803 783">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 783 1167 852"></td> <td data-bbox="1167 783 1803 852">◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要があると認めた者で本人等から申し出のあったもの</td> </tr> </table>	その他	(略)		◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要があると認めた者で本人等から申し出のあったもの	所要の修正
その他	(略)									
	◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者									
その他	(略)									
	◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要があると認めた者で本人等から申し出のあったもの									
<p>2-8-7</p> <p>7 申し出がない要配慮者への支援 【達成目標】 中</p> <p>○避難行動要支援者の把握のため、外部の関係機関から情報提供を受け、平成26年度中に避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得た上で、事前に避難行動要支援者名簿の提供を行い、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図る。</p> <p>なお、平成27年4月1日からは、防府市避難行動要支援者名簿の提</p>	<p>2-8-7</p> <p>7 申し出がない要配慮者への支援 【達成目標】 中</p> <p>○避難行動要支援者の把握のため、外部の関係機関から情報提供を受け、避難行動要支援者名簿を作成し、毎年更新するとともに、災害時に備えデータのバックアップ等の整備をする。</p> <p>市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得た上で、事前に避難行動要支援者名簿の提供を行い、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図る。</p> <p>なお、防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例（平成26年防府市条例第32号）に基づき、名簿情報の提供について拒否の申し出</p>	所要の修正								
		所要の修正								

防府市地域防災計画 共通編

現行	改正案					
<p>供に関する条例（平成 26 年防府市条例第 32 号）に基づき、名簿情報の提供について拒否の申し出をした者以外の避難行動要支援者名簿の提供をするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="297 363 1032 576"> <tr> <td>避難支援等関係者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防府市消防本部 ◆ 山口県警察 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者 </td> </tr> </table> <p>2-8-8 12 避難支援体制の強化 【達成目標】中 ○市と個人情報に関する協定を締結した避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報を平成 27 年度中に提供する。</p> <p>2-8-9 第 3 節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備 要配慮者に配慮し、避難場所等においては福祉避難室等の設置等の対応が求められるが、通常の避難所で生活が困難な要配慮者が安心した生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定・整備を図り生活の場を確保するとともに、要配慮者の特性に配慮したきめ細やかな支援を行うため、関係者との連携・協力体制の強化に努める。</p> <p>現状と課題 要配慮者は、災害時には避難場所等に一旦は避難することになるが、要配慮者にとって厳しい環境となる避難場所等の生活に配慮し、あらかじめ福祉避難所を指定し、避難場所等での生活が困難な要配慮者等の生活の場の確保や支援体制の整備に努める必要がある。 市は、社会福祉施設等の内 3 施設を福祉避難所として指定しているが、市内全域にわたる要配慮者の避難生活への支援としては、まだ不足</p>	避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防府市消防本部 ◆ 山口県警察 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者 	<p>をした者以外の避難行動要支援者名簿の提供をするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1066 363 1800 576"> <tr> <td>避難支援等関係者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防府市消防本部 ◆ 防府警察署 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者 </td> </tr> </table> <p>2-8-8 12 避難支援体制の強化 【達成目標】中 ○市と個人情報に関する協定を締結した避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿情報を提供し、平素からの支援体制の強化を図る。</p> <p>第 3 節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備 要配慮者に配慮するため、指定避難所においては福祉避難室の設置等の対応が求められるが、要配慮者のうち指定避難所での生活が困難な者が安心した生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定・整備を図り生活の場を確保するとともに、要配慮者の特性に配慮したきめ細やかな支援を行うため、関係者との連携・協力体制の強化に努める。</p> <p>現状と課題 要配慮者は、災害時には避難場所等に一旦は避難することになるが、被災等により継続して避難をする場合に、要配慮者にとって厳しい環境となる指定避難所の生活に配慮し、あらかじめ福祉避難所を指定し、指定避難所での生活が困難な要配慮者等の生活の場の確保や支援体制の整備に努める必要がある。 市は、社会福祉施設等を福祉避難所として指定しているが、市内全域</p>	避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防府市消防本部 ◆ 防府警察署 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者 	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防府市消防本部 ◆ 山口県警察 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者 					
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防府市消防本部 ◆ 防府警察署 ◆ 民生委員・児童委員 ◆ 防府市社会福祉協議会 ◆ 自主防災組織及び自治会 ◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者 					

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
	しているのが現状である。	にわたる要配慮者の避難生活への支援としては、まだ不足しているのが現状である。	
2-9-1	<p>第9章 被災者支援のための事前準備 第1節 被災者支援体制の整備 基本方針 中 ○住家被害調査を行う要員確保のため、<u>他の地方公共団体及び民間団体等と協定を締結し、研修等への積極的な参加を呼びかける。</u></p>	<p>第9章 被災者支援のための事前準備 第1節 被災者支援体制の整備 基本方針 中 ○住家被害調査を行う要員確保のため、<u>県と県内市町との協定などにより他自治体との連携を推進するとともに、研修等へ積極的に参加し、職員の育成を図る。</u></p>	所要の修正
2-10-1	<p>第10章 物資供給体制の整備 主な担当関係部署：防災危機管理課、農業農村課、職員課、子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p>	<p>第10章 物資供給体制の整備 主な担当関係部署：防災危機管理課、農林水産振興課、職員課、子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部、上下水道局</p>	組織の見直し
2-14-1	<p>第14章 動物救護のための体制の整備 第1節 動物救護活動のための体制の整備 主な担当関係機関：山口健康福祉センター</p> <p>現状と課題 災害時の動物救護に関しては、環境省から平成25年8月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出されている。今後は、このガイドラインに基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う必要がある。</p>	<p>第14章 動物救護のための体制の整備 第1節 動物救護活動のための体制の整備 主な担当関係機関：山口健康福祉センター、<u>山口県獣医師会</u></p> <p>現状と課題 災害時の動物救護に関しては、環境省から平成25年8月に「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」が出され、<u>平成26年3月に山口県動物愛護管理推進計画が改訂されている。</u>今後は、このガイドラインや計画に基づき、動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時のペットとの同行避難が受け入れられる、人と動物の共生する社会づくりを推進するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の同行避難等について、飼い主等への指導、普及啓発を行う必要がある。</p>	所要の修正

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案					
2-14-2	<p>第1項 動物避難の事前対策 2 飼い主等に対する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ペットの安全を確保する対策の推進 ◆ ペットのしつけと健康管理 ◆ 迷子対策 ◆ ペット用の避難用品及び備蓄品の確保 ◆ 避難場所等への避難ルートの確認 	<p>第1項 動物避難の事前対策 2 飼い主等に対する普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ペットの安全を確保する対策の推進 ◆ ペットのしつけと健康管理 ◆ 名札やマイクロチップ等での所有者の明示 ◆ ペット用の避難用品及び備蓄品の確保 ◆ 避難場所等への避難ルートの確認 	山口県地域防災計画の改定に伴う修正				
2-17-6	<p>第17章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備 第4節 農業災害に係る応急体制の整備 主な担当関係部署：農業農村課</p> <p>第1項 防災営農指導体制の整備 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>山口農林事務所、市（農業農村課）</td> </tr> </table>	実施機関	山口農林事務所、市（農業農村課）	<p>第17章 応急復旧及び復旧対策のための体制整備 第4節 農業災害に係る応急体制の整備 主な担当関係部署：農林水産振興課</p> <p>第1項 防災営農指導体制の整備 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>実施機関</td> <td>山口農林事務所、市（農林水産振興課）</td> </tr> </table>	実施機関	山口農林事務所、市（農林水産振興課）	組織の見直し
実施機関	山口農林事務所、市（農業農村課）						
実施機関	山口農林事務所、市（農林水産振興課）						
2-17-7	<p>第5節 家畜災害に係る応急体制の整備 主な担当関係部署：農業農村課</p>	<p>第5節 家畜災害に係る応急体制の整備 主な担当関係部署：農林水産振興課</p>	組織の見直し				

防府市地域防災計画 共通編

現行	改正案																									
<p>3-1-5</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動体制の確立 第2節 災害対策本部等の設置・運営等 第1項 災害対策本部等の設置 1 第1警戒体制、第2警戒体制及び警戒体制調整会議の設置 (3) 警戒体制調整会議 大雨警報等が発表され、下表の基準の1つに達した場合は、防災危機管理課において構成員の招集を行い、第一非常体制となる災害対策本部設置の検討及び災害対策本部設置時の対応を円滑にするため、警戒体制調整会議を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="297 644 1037 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">気象災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>調整会議</td> <td>◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が連続して発表されるおそれがある時。 ◆ 佐波川、柳川、馬刀川において、避難判断水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ 気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある時。 ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断した時。</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>1号館2階会議室</td> </tr> <tr> <td>実施する業務</td> <td>◆ 警戒体制調整の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・災害対策本部の設置について（進言） ・避難勧告等の発令（進言）の検討 ・その他、災害発生に伴う対応等について</td> </tr> </tbody> </table>	気象災害の場合		警戒体制	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。	調整会議	◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が連続して発表されるおそれがある時。 ◆ 佐波川、柳川、馬刀川において、避難判断水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ 気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある時。 ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断した時。	設置者	総務部長	設置場所	1号館2階会議室	実施する業務	◆ 警戒体制調整の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・災害対策本部の設置について（進言） ・避難勧告等の発令（進言）の検討 ・その他、災害発生に伴う対応等について	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動体制の確立 第2節 災害対策本部等の設置・運営等 第1項 災害対策本部等の設置 1 第1警戒体制、第2警戒体制及び警戒体制調整会議の設置 (3) 警戒体制調整会議 大雨警報等が発表され、下表の基準の1つに達した場合は、防災危機管理課において構成員の招集を行い、<u>防府市水防条例（昭和28年防府市条例第37号）</u>等に基づく水防本部の設置や第一非常体制となる災害対策本部設置の検討及び災害対策本部設置時の対応を円滑にするため、警戒体制調整会議を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1066 644 1805 1137"> <thead> <tr> <th colspan="2">気象災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。</td> </tr> <tr> <td>調整会議</td> <td>◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがある時。 ◆ 佐波川においては避難判断水位を、柳川・馬刀川においては氾濫注意水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ 気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある時。 ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断した時。</td> </tr> <tr> <td>設置者</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>1号館2階会議室</td> </tr> <tr> <td>実施する業務</td> <td>◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部又は災害対策本部の設置について（進言） ・避難勧告等の発令（進言）の検討 ・その他、災害発生に伴う対応等について</td> </tr> </tbody> </table>	気象災害の場合		警戒体制	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。	調整会議	◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがある時。 ◆ 佐波川においては避難判断水位を、柳川・馬刀川においては氾濫注意水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ 気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある時。 ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断した時。	設置者	総務部長	設置場所	1号館2階会議室	実施する業務	◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部又は災害対策本部の設置について（進言） ・避難勧告等の発令（進言）の検討 ・その他、災害発生に伴う対応等について	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正 水防計画の修正に伴う修正</p> <p>所要の修正</p>
気象災害の場合																										
警戒体制	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。																									
調整会議	◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が連続して発表されるおそれがある時。 ◆ 佐波川、柳川、馬刀川において、避難判断水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ 気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある時。 ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断した時。																									
設置者	総務部長																									
設置場所	1号館2階会議室																									
実施する業務	◆ 警戒体制調整の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・災害対策本部の設置について（進言） ・避難勧告等の発令（進言）の検討 ・その他、災害発生に伴う対応等について																									
気象災害の場合																										
警戒体制	◆ 連続降雨量が90ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。																									
調整会議	◆ 時間雨量が20ミリを超えた場合で、かつ今後の降雨が連続すると予想される時。 ◆ 土砂災害警戒情報が発表されるおそれがある時。 ◆ 佐波川においては避難判断水位を、柳川・馬刀川においては氾濫注意水位を超えた場合で、かつ今後の水位の上昇が予想される時。 ◆ 気象特別警報が発表され、防府市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある時。 ◆ その他、災害等が発生すると予想される場合等、防災危機管理課が必要と判断した時。																									
設置者	総務部長																									
設置場所	1号館2階会議室																									
実施する業務	◆ 警戒体制調整会議の構成員は、参集後、直ちに会議を開催し、以下の内容を協議する。 ・水防本部又は災害対策本部の設置について（進言） ・避難勧告等の発令（進言）の検討 ・その他、災害発生に伴う対応等について																									

現行	改正案																					
<p>3-2-2</p> <p>第2章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害発生直前の情報収集・伝達 第1項 気象警報・注意報等の収集 表中</p> <table border="1" data-bbox="297 368 1032 683"> <tr> <td data-bbox="297 368 432 507">土砂災害警戒 情報</td> <td data-bbox="439 368 1032 507">◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 512 432 683">土砂災害緊急 情報</td> <td data-bbox="439 512 1032 683">◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表される（土砂災害防止法第26条、第29条）。</td> </tr> </table> <p>第2項 気象警報・注意報等の伝達 表中</p> <table border="1" data-bbox="297 858 1032 997"> <tr> <td data-bbox="297 858 416 997">消防本部</td> <td data-bbox="423 858 1032 997">◆ 災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</td> </tr> </table> <p>第4章 応援派遣・受援活動 第1節 防災機関等との応援・受援 第1項 応援・協力の要請 3 協定に基づく応援の要請 (1) 他の地方公共団体等への応援要請 表中</p> <table border="1" data-bbox="297 1310 1032 1380"> <tr> <td data-bbox="297 1310 432 1342">主な協定</td> <td data-bbox="439 1310 1032 1342">◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="297 1347 432 1380">締結先</td> <td data-bbox="439 1347 1032 1380">◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体56自治体）</td> </tr> </table>	土砂災害警戒 情報	◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条）。	土砂災害緊急 情報	◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表される（土砂災害防止法第26条、第29条）。	消防本部	◆ 災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。	主な協定	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）	締結先	◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体56自治体）	<p>第2章 災害情報等の収集・伝達 第1節 災害発生直前の情報収集・伝達 第1項 気象警報・注意報等の収集 表中</p> <table border="1" data-bbox="1066 368 1800 715"> <tr> <td data-bbox="1066 368 1200 507">土砂災害警戒 情報</td> <td data-bbox="1207 368 1800 507">◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条、<u>土砂災害防止法第27条</u>）。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 512 1200 715">土砂災害緊急 情報</td> <td data-bbox="1207 512 1800 715">◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表される（土砂災害防止法第28条及び第31条）。</td> </tr> </table> <p>第2項 気象警報・注意報等の伝達 表中</p> <table border="1" data-bbox="1066 858 1800 1034"> <tr> <td data-bbox="1066 858 1184 1034">消防本部</td> <td data-bbox="1191 858 1800 1034">◆ 災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（<u>消防保安課</u>））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</td> </tr> </table> <p>第4章 応援派遣・受援活動 第1節 防災機関等との応援・受援 第1項 応援・協力の要請 3 協定に基づく応援の要請 (1) 他の地方公共団体等への応援要請 表中</p> <table border="1" data-bbox="1066 1310 1800 1380"> <tr> <td data-bbox="1066 1310 1200 1342">主な協定</td> <td data-bbox="1207 1310 1800 1342">◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1347 1200 1380">締結先</td> <td data-bbox="1207 1347 1800 1380">◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体56自治体）</td> </tr> </table>	土砂災害警戒 情報	◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条、 <u>土砂災害防止法第27条</u> ）。	土砂災害緊急 情報	◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表される（土砂災害防止法第28条及び第31条）。	消防本部	◆ 災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（ <u>消防保安課</u> ））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。	主な協定	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）	締結先	◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体56自治体）	<p>所要の修正</p> <p>山口県地域防災計画の改定に伴う修正</p>
土砂災害警戒 情報	◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条）。																					
土砂災害緊急 情報	◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表される（土砂災害防止法第26条、第29条）。																					
消防本部	◆ 災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。																					
主な協定	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）																					
締結先	◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体56自治体）																					
土砂災害警戒 情報	◆ 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や市民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、市民の自主避難を支援することを目的とし、発表される（気象業務法第11条・災対法第40条及び第55条、 <u>土砂災害防止法第27条</u> ）。																					
土砂災害緊急 情報	◆ 地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に緊急調査を実施し、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、重大な土砂災害が急迫していると想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係市長に通知するとともに、一般市民に周知することにより災害応急対応を適時適切に行えるよう支援することを目的とし、発表される（土砂災害防止法第28条及び第31条）。																					
消防本部	◆ 災害のおそれのある特別警報、警報、注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 ◆ 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課（ <u>消防保安課</u> ））及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。																					
主な協定	◆ 山口県及び市町相互間の災害時応援協定書（山口県及び県下市町）																					
締結先	◆ 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定（加盟団体56自治体）																					

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
3-4-3	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち68自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち9自治体） ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他12団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他4団体 <p style="text-align: right;">（平成26年11月末現在）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定（海ネット共助会員のうち68自治体） ◆ 防府市と安芸高田市の災害時相互応援に関する協定書 ◆ 災害時相互応援協定書（東大寺サミット実行委員会構成自治体のうち9自治体） ◆ <u>雪舟サミット構成市災害時相互応援協定（構成6自治体）</u> ◆ 山口県内広域消防相互応援協定書—全県下を対象とする広域消防相互応援協定 ◆ 中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書—防府市、他12団体 ◆ 山口県消防防災ヘリコプター応援協定—全県下の市町等を対象 ◆ 火災調査等にかかる消防相互応援協定書—防府市、他4団体 <p style="text-align: right;">（平成28年1月末現在）</p>	所要の修正
3-7-7	<p>第7章 緊急輸送 第3節 緊急道路啓開 第2項 緊急啓開作業 (2) 車両等の移動</p> <p>市及び道路管理者は、車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となるおそれがあり、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、付近の道路外の場所への移動等を命ずる。</p> <p>その際、以下の場合は、<u>市</u>自らが車両の移動等の措置をとる。</p> <p>なお、この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 車両の移動等の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置を取らない場合 ◆ 命令の相手方が現場にいないために命ずることができない場合 ◆ 道路の状況その他の事情により車両の占有者等に必要な措置をとらせることができないと認め命令をしないこととした場合 </div> <p>また、これらの車両等の移動の措置をとる際、必要があるときは、他人の土地を一時<u>使用</u>し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。</p>	<p>第7章 緊急輸送 第3節 緊急道路啓開 第2項 緊急啓開作業 (2) 災対法に基づく車両等の移動</p> <p>各道路管理者は、車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となる<u>ことにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、</u>道路の区間を指定し、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、付近の道路外の場所への移動等を命ずることができる。</p> <p>その際、以下の場合は、<u>道路管理者</u>自らが車両の移動等の措置をとる。</p> <p>なお、この場合、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 車両の移動等の措置をとることを命ぜられた者が、当該措置を取らないとき。 ◆ 命令の相手方が現場にいないために命ずることができないとき。 ◆ 道路の状況その他の事情により車両の占有者等に必要な措置をとらせることができないと認め命令をしないとき。 </div> <p>また、これらの車両等の移動の措置をとる際、<u>必要な限度</u>において、他人の土地を一時<u>利用</u>し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。</p>	山口県地域防災計画の改定に伴う修正

現行		改正案					
3-7-8	<p>第4節 輸送手段の確保 主な担当関係部署：総務課、<u>林務水産課</u></p>	<p>第4節 輸送手段の確保 主な担当関係部署：総務課、<u>農林漁港整備課</u></p>	組織の見直し				
3-8-1	<p>第8章 避難 第1節 避難勧告等の発令 主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、情報統計課（広報班）、市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p>第1項 避難勧告等の発令 1 避難勧告等の情報の種類 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、他の人々に避難準備を求めるもの</td> </tr> </table>	避難準備情報	◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、他の人々に避難準備を求めるもの	<p>第8章 避難 第1節 避難勧告等の発令 主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、情報統計課（広報班）、市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、<u>健康増進課</u>、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p> <p>第1項 避難勧告等の発令 1 避難勧告等の情報の種類 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>避難準備情報</td> <td> ◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの ◆ <u>避難準備情報とは、次のとおりである。</u> ・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報 ・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報 ・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報 ・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報 （発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。） </td> </tr> </table>	避難準備情報	◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの ◆ <u>避難準備情報とは、次のとおりである。</u> ・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報 ・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報 ・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報 ・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報 （発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）	所要の修正
避難準備情報	◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、他の人々に避難準備を求めるもの						
避難準備情報	◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令されるもの ◆ <u>避難準備情報とは、次のとおりである。</u> ・一般の人々に対して避難の準備を促すための情報 ・避難に時間を要する要配慮者等に対して早めの避難を促すための情報 ・土砂災害警戒区域、河川の浸水想定区域等の住民に対して、早めの自発的な避難を促すための情報 ・自発的に避難を行う者を自主避難場所に受入れを始める目安となる情報 （発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設の準備を行う。）						
3-8-2	<p>3 避難勧告等の発令の判断 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>専門機関への助言の求め</td> <td>◆ 指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、<u>助言があった場合は</u>、重要な判断材料として扱う。</td> </tr> </table>	専門機関への助言の求め	◆ 指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、 <u>助言があった場合は</u> 、重要な判断材料として扱う。	<p>3 避難勧告等の発令の判断 表中</p> <table border="1"> <tr> <td>専門機関への助言の求め</td> <td>◆ <u>対法第61条の2に基づき</u>、指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。</td> </tr> </table>	専門機関への助言の求め	◆ <u>対法第61条の2に基づき</u> 、指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。	所要の修正
専門機関への助言の求め	◆ 指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、 <u>助言があった場合は</u> 、重要な判断材料として扱う。						
専門機関への助言の求め	◆ <u>対法第61条の2に基づき</u> 、指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、重要な判断材料として扱う。						
3-8-3	<p>6 避難勧告等の解除 避難の必要なくなった場合、市長は、避難勧告等の解除を行う。伝達方法等は発令に準じる。</p>	<p>6 避難勧告等の解除 避難の必要なくなった場合、市長は、避難勧告等の解除を行う。伝達方法等は発令に準じる。</p>					

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
3-8-5	<p>なお、避難勧告の解除に当たっては、十分に安全性を確認の上、総合的に判断する。</p> <p>第3節 警戒区域の設定 第1項 警戒区域の設定 3 警戒区域設置及び伝達</p>	<p>なお、避難勧告の解除に当たっては、十分に安全性を確認の上、総合的に判断する。 <u>また、土砂災害防止法第32条に基づき、市は国土交通大臣（中国地方整備局）又は県知事に対し、必要な助言を求めることができる。</u></p> <p>第3節 警戒区域の設定 第1項 警戒区域の設定 3 警戒区域の設定及び伝達</p>	<p>山口県地域防災計画の改定に伴う修正</p> <p>所要の修正</p>
3-8-8	<p>第4節 避難場所等の設置・運営 第1項 避難場所等の開設 1 指定緊急避難場所の開設 (2) 自主避難場所 市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。</p>	<p>第4節 避難場所等の設置・運営 第1項 避難場所等の開設 1 指定緊急避難場所の開設 (2) 自主避難場所 市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。 <u>また、避難準備情報を発令したときは、その発令に合わせて指定した、指定緊急避難場所の開設準備を行う。</u></p>	<p>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定に伴う修正</p>
3-8-9	<p>第2項 避難場所等の管理・運営 1 避難場所等の運営 また、災害対策本部未設置時の自主避難者に対しては、<u>避難施設</u>のみの提供とする。</p>	<p>第2項 避難場所等の管理・運営 1 避難場所等の運営 また、災害対策本部未設置時の自主避難者に対しては、<u>避難場所</u>のみの提供とする。</p>	<p>所要の修正</p>
3-9-2	<p>第9章 要配慮者の支援 第1節 避難における支援 第1項 避難勧告等の発令時の配慮等 2 要配慮者利用施設への情報伝達</p>	<p>第9章 要配慮者の支援 第1節 避難における支援 第1項 避難勧告等の発令時の配慮等 2 要配慮者利用施設（<u>津波災害警戒区域の場合は避難促進施設</u>）への情報伝達</p>	<p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正</p>

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案							
3-10-1	<p>表中</p> <table border="1"> <tr> <td>浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法については、<u>防府市水防計画を参照のこと。</u></td> </tr> </table>	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法については、 <u>防府市水防計画を参照のこと。</u>	<p>表中</p> <table border="1"> <tr> <td>浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達</td> <td>◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、<u>佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点でFAXにより伝達する。</u></td> </tr> <tr> <td>津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達</td> <td>◆ <u>津波災害警戒区域内の避難促進施設への警報等の情報伝達については、市メールサービス等による。</u></td> </tr> </table>	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、 <u>佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点でFAXにより伝達する。</u>	津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	◆ <u>津波災害警戒区域内の避難促進施設への警報等の情報伝達については、市メールサービス等による。</u>	<p>水防計画の修正に伴う修正ほか</p> <p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正</p>
	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法については、 <u>防府市水防計画を参照のこと。</u>							
	浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法については、 <u>佐波川の場合は避難判断水位に、柳川・馬刀川の場合は氾濫注意水位に達した時点でFAXにより伝達する。</u>							
津波災害警戒区域内の避難促進施設への情報伝達	◆ <u>津波災害警戒区域内の避難促進施設への警報等の情報伝達については、市メールサービス等による。</u>								
<p>資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 ●2-14-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川） ●2-14-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川） 	<p>資料編 [要配慮者関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設 ●2-14-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川） ●2-14-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川） ●2-14-4 <u>津波災害警戒区域内の避難促進施設</u> 	<p>津波災害警戒区域の指定に伴う修正</p>							
3-11-1	<p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</p> <p>第1節 食料の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課・市民課（物資輸送班）、農業農村課、おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p>	<p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給</p> <p>第1節 食料の供給</p> <p>主な担当関係部署：防災危機管理課、総務課、社会福祉課、保険年金課・市民課（物資輸送班）、<u>農林水産振興課</u>、おもてなし観光課・商工振興課（商工観光班）、教育委員会（学校教育課）、消防本部</p>	<p>組織の見直し</p>						
3-11-2	<p>第11章 事前措置の指示及び応急公用負担</p> <p>第1節 事前措置の指示等</p> <p>主な担当関係部署：<u>林務水産課</u>、<u>農業農村課</u>、河川港湾課、消防本部</p>	<p>第11章 事前措置の指示及び応急公用負担</p> <p>第1節 事前措置の指示等</p> <p>主な担当関係部署：<u>農林漁港整備課</u>、河川港湾課、消防本部</p>	<p>組織の見直し</p>						
3-11-2	<p>第1項 市長の事前措置の指示</p> <table border="1"> <tr> <td>指示権発動の条件</td> <td>◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達したとき（水防法第15条）。 </td> </tr> </table>	指示権発動の条件	◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達したとき（水防法第15条）。 	<p>第1項 市長の事前措置の指示</p> <table border="1"> <tr> <td>指示権発動の条件</td> <td>◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達したとき（水防法第12条）。 </td> </tr> </table>	指示権発動の条件	◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達したとき（水防法第12条）。 	<p>所要の修正</p>		
指示権発動の条件	◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達したとき（水防法第15条）。 								
指示権発動の条件	◆ 災害が発生するおそれがあるときで、次のような場合が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・予警報が発せられたとき（災対法第59条1項）。 ・警告をしたとき（災対法第56条）。 ・水位が<u>氾濫注意水位（警戒水位）</u>に達したとき（水防法第12条）。 								

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
	<ul style="list-style-type: none"> ・水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）。 ・台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条） ・その他、危険物等の火災・爆発、薬害、貯木の流出等により、危険であると認められるとき（災対法第59条1項）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防上危険であると認められる所があるとき（水防法第9条）。 ・台風、水害、火災の非常事態における知事の指示があった場合（消防組織法第43条） ・その他、危険物等の火災・爆発、薬害、貯木の流出等により、危険であると認められるとき（災対法第59条1項）。 	
3-11-4	<p>第2節 応急公用負担 主な担当関係部署：<u>林務水産課</u>、河川港湾課、消防本部、社会福祉課</p>	<p>第2節 応急公用負担 主な担当関係部署：<u>農林漁港整備課</u>、河川港湾課、<u>道路課</u>、消防本部、社会福祉課</p>	組織の見直し
3-12-1	<p>第12章 建物及び宅地の応急対策 第2節 応急仮設住宅の供与 主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、<u>林務水産課</u></p>	<p>第12章 建物及び宅地の応急対策 第2節 応急仮設住宅の供与 主な担当関係部署：建築課、社会福祉課、<u>農林水産振興課</u></p>	組織の見直し
3-12-6	<p>第3節 公営住宅・民間住宅等の確保 第2項 民間住宅等の確保 1 民間住宅の確保 民間賃貸住宅の確保に関しては、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会山口県本部に協力を求めることとする。</p>	<p>第3節 公営住宅・民間住宅等の確保 第2項 民間住宅等の確保 1 民間住宅の確保 民間賃貸住宅の確保に関しては、一般社団法人山口県宅地建物取引業協会、<u>公益社団法人全日本不動産協会山口本部</u>、<u>公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会</u>及び公益社団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることとする。</p>	山口県地域防災計画の修正に伴う修正
3-16-1	<p>第16章 保健衛生・防疫活動 第1節 保健衛生活動 第1項 健康管理活動 災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。医療救護班との連携のもと、災害時保健活動マニュアル等を基に保健師等の体制を構築し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。また、災害対応職員等に対し、メンタルヘルスケアを実施する。</p>	<p>第16章 保健衛生・防疫活動 第1節 保健衛生活動 第1項 健康管理活動 災害時における健康管理は、一次的には市が実施する。医療救護班との連携のもと、災害時保健活動マニュアル等を基に保健師等の活動体制を構築し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。また、災害対応職員等に対し、メンタルヘルスケアを実施する。</p>	所要の修正

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
3-19-6	<p>第19章 廃棄物処理 第3節 障害物除去 主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、都市計画課、<u>林務水産課、農業農村課</u>、上下水道局、クリーンセンター</p>	<p>第19章 廃棄物処理 第3節 障害物除去 主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、都市計画課、<u>農林漁港整備課</u>、上下水道局、クリーンセンター</p>	組織の見直し
3-22-1	<p>第22章 公共施設等の応急復旧 第1節 公共土木施設の応急復旧 主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、<u>農業農村課</u>、林務水産課</p>	<p>第22章 公共施設等の応急復旧 第1節 公共土木施設の応急復旧 主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、<u>農林漁港整備課</u></p>	組織の見直し
3-23-4	<p>第23章 ライフライン施設等の応急復旧 第2節 ガス施設 主な担当関係機関：山口合同ガス(株)防府支店、簡易ガス供給事業者、山口県LPガス協会</p> <p>第3項 LPガス・燃焼器具の供給対策 表中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 市において、LPガス等の確保が必要となった場合は、<u>県災害対策本部（防災危機管理課）</u>にあつせんを要請する。</p> <p>② <u>県災害対策本部は、LPガス、ガス器具等の供給について、一般社団法人山口県LPガス協会に要請する。</u></p> <p>③ <u>一般社団法人山口県LPガス協会は、県災害対策本部からの要請に基づき、供給可能な事業者を、県災害対策本部に連絡する。</u></p> <p>④ <u>県災害対策本部は、市に連絡するとともに物資の引渡し場所について市と調整の上、決定する。</u></p> <p>⑤ <u>連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達する。</u></p> <p>⑥ <u>また、引渡しに当たっては、<u>県災害対策本部又は市は</u>物資の引渡し場所に職員を派遣し、物資の確認を行う。</u></p> </div>	<p>第23章 ライフライン施設等の応急復旧 第2節 ガス施設 主な担当関係機関：山口合同ガス(株)防府支店、簡易ガス供給事業者、山口県LPガス協会<u>防府徳地支部</u></p> <p>第3項 LPガス・燃焼器具の供給対策 表中</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① <u>市は、LPガス等の確保が必要となった場合は、<u>一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部</u>に供給の要請をする。</u></p> <p>② <u>一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部は、<u>市からの要請に基づき、供給可能な事業者を市に連絡する。</u></u></p> <p>③ <u>連絡を受けた市は、当該事業者に連絡し、必要なLPガス等を調達する。</u></p> <p>④ <u>また、引渡しに当たっては、市は物資の引渡し場所に職員又は市の指定する者を派遣し、物資の確認を行う。</u></p> </div>	<p>所要の修正</p> <p>所要の修正</p>

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
3-24-1	<p>第24章 農林業災害応急対策 第1節 農産物対策 主な担当関係部署：<u>農業農村課</u></p>	<p>第24章 農林業災害応急対策 第1節 農産物対策 主な担当関係部署：<u>農林水産振興課</u></p>	組織の見直し
3-24-4	<p>第2節 家畜管理応急対策 主な担当関係部署：<u>農業農村課</u></p>	<p>第2節 家畜管理応急対策 主な担当関係部署：<u>農林水産振興課</u></p>	組織の見直し
3-24-6	<p>第1項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法） 1 活動組織 地区家畜防疫対策協議会は、山口農林事務所畜産部（中部家畜保健衛生所）、山口健康福祉センター（山口環境保健所）、県畜産振興協会、市（<u>農業農村課</u>）、<u>全国農業協同組合山口県本部</u>、<u>県獣医師会</u>、<u>農業協同組合</u>、<u>農業共済組合</u>、<u>酪農関係団体</u>、<u>養豚関係団体</u>、<u>養鶏関係団体及び県家畜商業協同組合支部</u>により構成する。</p> <p>第3節 貯木対策 主な担当関係部署：<u>林務水産課</u></p>	<p>第1項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法） 1 活動組織 地区家畜防疫対策協議会は、山口農林事務所畜産部（中部家畜保健衛生所）、山口健康福祉センター（山口環境保健所）、県畜産振興協会、市（<u>農林水産振興課</u>）、<u>全国農業共済組合連合会山口県本部</u>、<u>県獣医師会</u>、<u>農業協同組合</u>、<u>農業共済組合</u>、<u>酪農関係団体</u>、<u>養豚関係団体及び養鶏関係団体</u>により構成する。</p> <p>第3節 貯木対策 主な担当関係部署：<u>農林水産振興課</u></p>	山口県地域防災計画の修正に伴うもの
4-3-1	<p>第4編 復旧・復興計画 第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧事業の推進 主な担当関係部署：<u>河川港湾課</u>、<u>道路課</u>、<u>農業農村課</u>、<u>林務水産課</u>、<u>都市計画課</u>、<u>建築課</u>、<u>上下水道局</u>、<u>教育委員会（教育総務課、生涯学習課）</u>、<u>職員課</u>、<u>障害福祉課</u></p>	<p>第4編 復旧・復興計画 第3章 公共施設の災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧事業の推進 主な担当関係部署：<u>河川港湾課</u>、<u>道路課</u>、<u>農林漁港整備課</u>、<u>都市計画課</u>、<u>建築課</u>、<u>上下水道局</u>、<u>教育委員会（教育総務課、生涯学習課）</u>、<u>職員課</u>、<u>障害福祉課</u></p>	組織の見直し
4-3-3	<p>第2節 復興計画の策定及び推進 主な担当関係部署：<u>河川港湾課</u>、<u>道路課</u>、<u>農業農村課</u>、<u>林務水産課</u>、<u>都市計画課</u>、<u>建築課</u>、<u>上下水道局</u>、<u>防災危機管理課</u></p>	<p>第2節 復興計画の策定及び推進 主な担当関係部署：<u>河川港湾課</u>、<u>道路課</u>、<u>農林漁港整備課</u>、<u>都市計画課</u>、<u>建築課</u>、<u>上下水道局</u>、<u>防災危機管理課</u></p>	組織の見直し

防府市地域防災計画 共通編

現行		改正案	
4-4-2	<p>第4章 被災中小企業・農林水産事業者の復興支援 第2節 被災農林漁業関係者の援助措置 主な担当関係部署：農業農村課、林務水産課</p>	<p>第4章 被災中小企業・農林水産事業者の復興支援 第2節 被災農林漁業関係者の援助措置 主な担当関係部署：農林水産振興課</p>	<p>組織の見直し</p>